

童子通序

榘枘杞梓、可以任棟梁、其初也、長自尺寸、若戕害之、尺寸之時、奚望其成材、人之幼穉、而無教、染浮靡驕慢之習、亦戕害之屬耳、古者小學、自教數與方名等事、就其近小者、訓導誘迪、以檢束其志意、所以使其遠戕害之患、而爲求成於後之基也、斯篇寥寥、一頁冊、然其訓誘幼穉之近小者、畧已具矣、果能由此得檢束其志意、遠戕害之患、則古者小學之教、其亦庶幾乎、是宜速梓而行也、

石原愚叟

童子通序

石原學士之序童子通也、其言至矣、其旨廣焉、蕉逸垂帷於晁山也、蓋其意在令童稚至成梓材也矣、今刻將告就、爲之故乃誦曰、千金之裘、非一狐之腋、今也對此册子、狐鳴如斯、兔園與狐涎、其間相去幾何、自此兔册而縱獅子吼、亦在生徒之勉否耳、

天保己亥夏日

楳塢老人

童子通目次

數目	一
方名	二
名數	二
文字の遣ひ方	二
句讀音訓の事	三
反切の事	八
四聲圈發の事	九
似たる文字の區別	二
百姓よみを爲す時の注意	四
讀み習はせを知らおくべき事	一五
省字、俗字、古字、異體文字の大要	一六
人の言は咎め難き事	一八
讀むべき書籍の次第	二〇
和漢歴史の大要	二三
談話に紛しき漢語を遣ふまじき事	二六
作詩作文筆札等の事	二七

童子通

山本蕉逸 著

不具なる人の、夜分に子をうみしに、我に同じき者にやあらんと、心甚おどろきしとぞ、予幼きより、自ら其愚を是として、師友の規誨に従わず、後これを悔るに及では、時すぎたれば、勤苦して成り難し、つひに天下の棄物となれり、因て世上の兒輩また予に似るもの有んことを恐れ、先賢示蒙の書について、其尤卑近なるものを抄出し、間又ひそかに己が意を付け、以て兒輩に告ぐ、庶くは竹馬の餘間に於て、少く補ひあらんと云、

○數目

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 百 千 萬 億 兆

此内億兆の二ッは平生用ひぬこと也、又茂密カクノオキの字を用ることあり、

壹貳參肆伍陸漆又柒につくる捌又枳につくる玖拾拾陌拾仟

なり、唐山にて、中古より向きによつて、用ることにて、此方の今時は、壹貳拾の外はみな本字を用ること也、又廿ジツ卅サウ卌シツこれらも正字なれども、今の公邊には用ひぬこと也、又一錢ナンモンを一ナ分ベンにつくる、此は錢の古文なりと云、又式シキ二ニ式シキ三サン式シキ四シキ等は古字なれども用ゆべからず、

▲九々の數は日用の便利也、早く暗記ソラニオボヘルすべし、

一 <small>ニ</small> 二 <small>ガ</small> 二	二 <small>ニ</small> 二 <small>ニ</small> 四	二 <small>ニ</small> 三 <small>ガ</small> 六	二 <small>ニ</small> 四 <small>ガ</small> 八
二 <small>ニ</small> 五 <small>ノ</small> 十	二 <small>ニ</small> 六 <small>ニ</small> 二	二 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 四	二 <small>ニ</small> 八 <small>ノ</small> 六
二 <small>ニ</small> 九 <small>ノ</small> 八	三 <small>ニ</small> 三 <small>ガ</small> 九	三 <small>ニ</small> 四 <small>ノ</small> 二	三 <small>ニ</small> 五 <small>ノ</small> 五
三 <small>ニ</small> 六 <small>ノ</small> 八	三 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 二	三 <small>ニ</small> 八 <small>ノ</small> 四	三 <small>ニ</small> 九 <small>ノ</small> 七
四 <small>ニ</small> 四 <small>ノ</small> 六	四 <small>ニ</small> 五 <small>ノ</small> 二	四 <small>ニ</small> 六 <small>ノ</small> 四	四 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 八
四 <small>ニ</small> 八 <small>ノ</small> 二	四 <small>ニ</small> 九 <small>ノ</small> 六	五 <small>ニ</small> 五 <small>ノ</small> 五	五 <small>ニ</small> 六 <small>ノ</small> 三
五 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 五	五 <small>ニ</small> 八 <small>ノ</small> 四	五 <small>ニ</small> 九 <small>ノ</small> 五	六 <small>ニ</small> 六 <small>ノ</small> 六
六 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 二	六 <small>ニ</small> 八 <small>ノ</small> 八	六 <small>ニ</small> 九 <small>ノ</small> 四	七 <small>ニ</small> 七 <small>ノ</small> 九

七八平六 七九空三 八八空四 八九平二
九九平一

○方名

東西南北 これを四方と云、中央を加えて五方と云、四すみを加へて八方と云、それに上下を合して十方と云、天地四方を六合と云、又六方と云、十方六方は佛書にかざる、

○名數

▲十干 甲^カ 乙^{オウイ} 丙^{ヘイ} 丁^{テイ} 戊^ボ 己^キ 庚^{カウ} 辛^{シン} 壬^{ジン}

▲十二支 子^シ 丑^{チウ} 寅^{イン} 卯^{ボウ} 辰^{シン} 巳^シ 午^ブ 未^ビ 申^{シン}

▲三才 天地人

▲四時 春夏秋冬

▲五行 水火木金土

▲五色 青赤黃白黒

▲五味 酸苦甘辛鹹

▲五常 仁義禮智信

▲五倫 父子 君臣 夫婦 長幼 朋友

▲三綱^{カク} 父^{ハタチ}爲^ニ子綱^ノ 君^ハ爲^ニ臣綱^ノ 夫^ハ爲^ニ妻綱^ノ

▲四民 士農工商

▲七情 喜怒哀樂愛惡欲

▲五音 宮商角徵羽

▲八音 金石絲竹匏土革木

▲八卦^ク 乾^{ケン} 兌^{タイ} 離^リ 震^{ジン} 巽^{シン} 坎^{カン} 艮^{ガン} 坤^{コン}

○文字の遣ひ方

文字の遣ひ方は、ひろきことなれども、其中に知りやすく、且つ急^ツと心得^ウべき者あり、今こゝに出す、

事

君^ニ父^ニ 下^ニの者をつかうこと也、ヲとかへるべし、

有

山^ニ川^ニ 何々があると云こと也、テニハを付くべからず、
どこにあると云と也、必ずニの反り也、在宿と云て有宿と云ず、在宿の反^ウ對^ラは他行也、有宿のうらは無宿なり、

次に 望^ウ天^{テン} 臨^{リン}谷^{コク} 送^{ソウ}行^{コウ} 贈^{ゾウ}物^{ブツ} も心得おるべし、

○句讀音訓の事

子曰□□□□。右の如く、字のよこに付るを句と云、一、切れ目也、□□□□を讀と云、切れきらずに少しよどみの處也、□□□□これを段落と云、一だん片づくことなり、

▲朱引のこと 歌に

右ところ、中は人の名、左り官、中二は書の名、左二は年號、

京都 孔子 將軍 犬鼯 天保

▲音訓の辨 音とは唐山のことば、訓とは日本の言也、音讀は墨にて細く右に引、□□訓は左也□□。たとえば一ニは音也、ヒトツフタツは訓也、天地は音也、アメツチは訓也、日月は音也、ヒツキは訓也、父母は音也、チ、ハ、は訓也、いづれも此例と知るべし、扱又二字つゞきたる時は、日月君臣など、音よみのこと也、一字はなれてある時はヒツキチ、ハ、訓よみにすべし、君は訓也、臣はやはり音也、夫婦の字、夫は兩用、婦は音讀也、五行の内金はいつも音通用也、又同じ音の中にて、漢音吳音の分ちあり、一二百萬等は

漢音也、イチニヒヤクマンは吳音也、其外推して知るべし、扱二字熟したる處を、音訓打ませてはよまぬこと也、尤世用には月日 出立 合羽 結納等の字面あれども、文籍の上には無きこと也、郷人宋人の如きはそれにまぎれやすけれども、此れは郷の人宋の人と云ことなれば子細なし、然るに人やゝもすればその相違あり、天地父母とはよまますとも、市朝井田 初命 弓矢 喪祭 悔吝 小人 津梁 彌天 雜沓 黃山谷 白鹿洞 などは毎々これあり、或る人史記をよみたりとて、列傳中の人物かれこれと評判せし間に、平原君の客に、ケツイと云しものあり、平原君に従て楚にいたり、合従の利を極論し、楚王に迫つて、盟を殿上に定めたるは、あつばれの壯士かなと云、予聞て左やうな人名はおぼえずと申せしかば、やがて書物取り來つて、これ見られよとて出したり、見れば毛遂にてありし、

▲父子 夫子 をよみ分くべし、四時 詩歌 はイの字を添べし、

▲朱子の説を 國學に立られたれば、是れを正義とすべし、訓點は後藤本をよしとす、然れども折々には

中无一のこと也、昔し伯樂二人弟子に馬を相する方を授しに、己れがひとりあきらめたる、名馬を相する術をば、平日惡しと思ふ弟子の方に皆傳いたし、愛する方えは驚馬を相する術を傳へたり、千里の名馬はいつ出合ふことか知れざれば其利すくなし、驚馬は日々に賣買することなればその利却て多きが故也とぞ、「一先生句讀を授るを聞しに、道也者不可離、爲_ル伋也妻者是爲_ル白也母」とよめり、若しからは、汝得_ル人焉爾乎」とよむなるべし、全く蛇足にあらずや、昔ある人「十世可_ル知也」とよみければ、人號してやべし先生とよびしとぞ、其ころはたま／＼奇讀をなせば、人々あやしみたるに、この頃は大概のことは怪ものなきは如何せん、畢竟書生のこゝろ得、意味に差ひなければ、如何やうにてもと云我まゝより、己れが解せぬ胸腹にて、思ひ／＼のよみをする故也、佛家などにては、古來の訓點を固く守るゆる、左やうのことはなし、たとへば諸天の名目を、法相宗にては忉利天、歡喜天など、濁音によみ、三論にては清音によむことの由、又僻支佛を清音に用る宗旨もあり、その外南都はかやう、北嶺はかやう、山門にては、寺門に

ては、抔と文意も替らぬことまでも六つかしく云こ
と也、あまりかたくななれども、我まゝよりはましな
るべし、又白文にてよませるがよしと云人あれども、
是れはむだに骨折て、その益なし、やはり點付きに
て一度も多くよみたるが益也、自然と口拍子にのり
て、身に薰習する也、字旁に目じるし無くては、師の
前を去れば必ず差ふこと也、於_レ予與改之、命之、
の如き捨ておかば必ず、於_レ予命之、とよむべし、
師の前にあること少く、離るゝの時は多し、右の誤り
を骨に刻まば中々除き難からん、或る師の白文にて
授るに、孟之反不_レ伐、とよみたり、

▲素讀は語路すなほに覺えやすく、注釋をみずとも
度々よむ中には、十に一つもうす／＼義理のわかる
やうに有らせたまきもの也、それにはなるたけ訓を勝
たせてよむべき也、或人北野にまうで、東行西行
雲渺々、二月三日遅々、と云神詠を誦し、やが
て少しまどろみたれば、夢に神現し玉ひて、とさまに
ゆき、かうさまにゆきて、雲はる／＼、きさらぎやよ
ひ日うらく、とこそ泳ずれと仰られける、と云、附
會の説信するに足ざれども、音讀を好む人少くこゝ

に心あるべし、去ればとて、あまり言長く、又は、頓トニ懇キムなど云いやらしき言は、丈夫に不相應也、又敬慎キョウシン恐懼をつゝしみる、おそれみろくとよみたらば、鈴が無くしてはならぬなるべし、又朝々暮々アサククヨククは音讀すべからず、又訓にて聞にくきは、禮記の 焦セウくちくさし、詩經の 寔ハナヒルなどは、音に従ふべし、又注の字義を釋せし、慊ケン快也、以イ爲也、等はかならず音よみのこと也、所謂イハユルをゆうところ、所以ユエニを以てするところとよむものあり、所以は華人の注にも、故也と云しことあれば、子細あるべからず、たましく別の意味になることあればとて、何方も其にて推すは、たとへば驚の目が黒く、鳥の齒の白きが爲に、鳥は白しさぎは黒しと云が如し、「無乃乃也」と云注あれば、二字にてスナハチとよむべきなれども、ムシロの點多ければ、口従にはそれに従ひおくも苦かるまじ、又爲ニ所ヲ所ヲと云べきを、爲ヲ所ヲとよむ人多し、爲の字去聲には非れども、我邦の意味差わぬ故必ずしも改めざるべきか、中には、爲ナル所トコロ所トコロと云ものあり、爲の平聲に拘て語意の暗きを知らず、「使ム所ヲ所ヲと云べきを、使ム所ヲ所ヲと云べきを、

とよみ、雖レをナレドモ、枉マダニをムダニ、長ツチニをイツモとよむが如き、一應は功者に聞ゆれども、よみ來りの雅馴にして通曉なるにはしかず、「此之謂也の之をコレとよむべからず、言ばきたなき上に、此の字と輕重の入りちがひになる也、「天命之謂性、の之もコレヲと云は非也、謂之レ」の如き謂の下にあるは、コレヲとよむべし、「彼其之子、をカノンノコノコとよむは非也、表記に詩を引て彼記之子に作り、補亡詩には彼居之子に作るにて知るべし、「春秋の 弑シ其君ヲ及其大夫ヲ」とよむべきを、其君ヲ及其大夫ヲと云は非也、弑は下より上をころすことなれば、及び大夫ヲを弑すとよまば、弑の字を同席に用ひたるやうに聞ゆる故、別に一句としてよむこと故實の由、左もあるべし、「未聞、又見、等の語は經典は勿論、其外とても、文章の上にては、聞ク見ルと正直に下より回りにてよむべし、その中不圖ニ爲ニ樂ト之ヲ至スの如きは先きに讀おくべし、近體の詩にては、偏喜ニ只恐ニなど先きによむこと也、「連聲とて上の字の音につれて、下の音かわることあり、たとへば文王武王と云べきを、

ンワウブノウと云べからざるは、猶觀音妙音を、クワ
ンオンメウノンとよむべからざるが如し、若し元和
の例を以て和漢を和漢にすべくんば、一位三位を一
位三位と云べきか「親愛安々云々出來のるゐみなこ
れ也、又四方の音は同じ方の字なれども、東方西方を
バウとよみ南方北方を南音によまば、喉舌の開合い
がばかり不自由ならん、

▲テニハの心得肝要也、日用書面にても 可候を
べし候と云、申入を 申入 とよまば笑わるべ
し、爲はつゞき爲はとまる、無くはつながら、無しは
切れる、その外 可得、不也、など云外聞わるきこと
の無きやうに心がくべし、又音よみのテニハに必ず
濁るべき字あり、命奉信任禁討論
講 感 應 長 減 轉 變 獻 報 散 崩 蕩
乘

○桓武天皇の延暦十一年に、明經の徒に詔して漢音
を習はしめ、十七年より始て五經をかん音に讀しめ
らる、これより儒書はかん音、佛書は吳音を用ゆと
云、しかれども此は直讀のことにて、回還讀のことに
あらず、倒讀の時はやはり佛書と同じ、吳おんを用る

ことなりしに、いつの比よりか、直讀は廢して倒讀の
み残り、直讀の音を移し用て佛書に別てるものと承
る、是なりや否を知らざれども、今直讀の廢せるをみれ
ば、左も有んかと思わる、扱儒書なればとてたま
たまは吳音も交へれば通せぬことあり、人情世
情 是非 日用 今日 城郭 邦城等也、數日の字
は別して吳おん多し、一人と云は天子のこと也、その
他は人とよむことぞ、七十二人 六七十 など窮く
つな目をするは無益のこと也、少異をすて、大同を
取らば全く漢音たることを妨げず、佛書とても同や
う、まゝ漢音を用るとあり、馬頭觀音と云はすしてバ
トウ□□と云、その他 悉曇 金輪 弘法 道元
のるゐ也、書生や、もすれば俗間通用にも漢音が勝
つもの也、若し惠遠をケイエンといは、仁兵衛をジ
ンベエと呼べきか、

▲よみ來りにて 廢帝 煬帝 鄭玄 皇侃 孔穎達
杜子美 陳子昂 等の例あり、又書物の名及び扁題
は多く吳音を用るが故實の由、孝經、詩經と云が如
し、其外周禮、儀禮、禮記、大戴禮、公羊傳、檀弓、月令、
淮南子、舊唐書、貞觀政要、通鑑、通典、山海經等也、經

傳通解、文獻通考、は今人多くよみくせに从わされば、其分にも可然か、昔し曲禮をコクライトよみたれども、黒癩の音に通うとて、漢音に改たりと云、されば第一第二章句上下も極て、吳音なるべし、左はいへ、九二ニ 上六 八倍 衛靈公 とよみ玉へと云にはあらず、

○反切の事

▲文字の反切を知るべし、□□反とある上を父字と云、下は母字也、父字は豎に上下へきく、母字は横に左右へ通うことぞ、

ア イ ウ エ
 カ キ ク ケ コ
 サ シ ス セ ソ
 タ チ ツ テ ト
 ナ ニ ヌ ネ ノ
 ハ ヒ フ ヘ ホ
 マ ミ ム メ モ
 ヤ イ ユ エ オ
 ラ リ ル レ ロ
 ワ キ ウ エ オ

右反して得たる字音の清濁は父字にまかせ、四聲の

平仄は母字による也、たとへば

仁 而隣反ナレバ

ジ 父 父字の頭と、は、字の末のひゞきを合せ

リ 母 音出る也、右横一行の例父字へ反りて

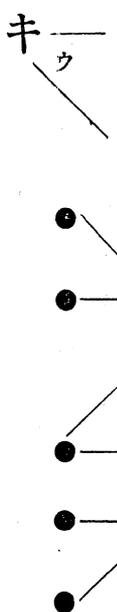
省 悉井反

シ 一セ

たての一行なれば母字が止り也、

由 于求反

イ ウ



いづれも同じ、父字の上下へ母字の尾り假名を持反る、

餼 許氣反 キ これは一所にてすむ也、

又二重反と云とあり、拗音を直音にする時のと也、たとへば、波 博禾反フフの音也、坐 徂果反すわ

杯

フククイ
布回反フワイ

端

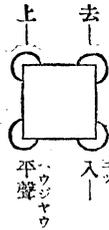
タカクン
多官反ツワン

等也、其ま

にては用られぬゆゑ、今一たび反して、フワの反ハとなり、ツワンの反タンとなる、去れども江戸人などは、神國の正音を得たりとみへて、絶て拗音無く、シエを直にセと云、クワをカと云へば、二重反も左ま

○四聲圈發の事

同じ字にて音のかわり意のちがうことあり、其目じるし也、圈とは丸ること、發は出ものゝこと也、又點バツとも云、



去 入
上 平聲

詩作の上にて平仄の吟味あり、平字とは此平聲也、上去入みな仄也、右四聲の内、入聲ばかりは、音の末のひゞきに、フ、ツ、ク、チ、キ、此五つの内の假名が付く也、合、節、德、吉、石のるゐ也、但フの假名は知れがたし、たとへば甲はカウにあらず、カフ也、集はシフ也、葉はヨフ也、故に、甲子、甲胃、合戦葉公、集注、入唐など云也、如何に和人の耳に知れぬ平仄なればとて、突兀の二字はいづれも平字と覺候

など、申ては、無下に拙きこと也、昔し何人か、四聲の氣味合をせんとて、申出したる、茶平 碗上 天去 目入と云こと、人々承知のこと也、これは四聲と云ことを始て定めたる、梁の沈約が、時の天子武帝より何をか四聲と云と問はれしに對て、天平 子上 聖去 哲入 是也とあるになぞらへしことならん、然れども唐山は音通用の國なれば、これにて分るべし、此方はことばの邦なるに、茶一で罍あくことにあらず、且つ同じテと云音にても、天と點とは平仄ちがう也、又天は明白に平聲なるを去聲に當ては、いよく人を惑はすこと也、若し強て四聲のやうすを云んとならば、和語の上にて考うべし、木の氣に於る、葉の齒における、橋と箸、鎌と釜、糞美濃、笠瘡、旅足袋、の如きは似たるものならんか、

▲圈發の字 本音の時は發を用ひず、これを如字と云、

上ノボルクダ
下カメシモノ時如字
父 母ノ時如字
大 太ト同
少ノ時如字
夫 ソレ、カノ、夫婦如字
好 ヨミス
惡 ヨシヤン
時如字
惡 ア、イツクンヤ
亡 ナシ
出 イダ

ス ○行 オコナモト狀 ○行 ツラナル、一列 ○齊 衰 裴
 服 ○齊 モノキミ ○契 人名、又一潤 ○賈 アキンド ○
 數 シバく ○數 カソフル ○離 カ、ル、ツケ ○麗 ツ
 ク ○乾 ホス、カワク ○屯 ナヤム ○還 メグル ○見 マ
 ミユ、アラワル ○敷 セシム ○勝 タユル、アゲテ ○予 アタ
 ウ ○強 ツトム、シユル ○卒 ニワカ、大夫ノ死ハ一也 ○免
 モフク也 ○單 一子 ○單 一父 ○復 マメ ○徵 ○夏
 人名、一后氏、一夷 ○沈 國名 ○沈 姓 ○中 アタル ○射
 射之也、一術ハ如字 ○射 イトウ ○射 僕一 ○殺 ソク
 ○刺 サス、一ハ本音、一ハ勦一、悪キチクリ名、コレハ東ニ从ウ別
 字也云 ○易 ヤスシ ○術 郷一 ○辟 サクル ○爲 タメ
 スルノ時如字 ○長 オサ、一者 ○女 ナンザ ○植 立ル也
 ○作 ナス ○説 ヨロコブ ○説 人ニトキツケル也 ○樂
 タノシム、禮一如字 ○樂 ネカウ、コノム ○食 ヤシナウ、クラ
 ハシム、又飯也 ○畜 ヤシナウ、カウ、一ハ、タクワウ ○畜 ケダ

モノ也、カウテオクテ ○積 ツミタクワエテアルテ ○咽 ムセ
 ア ○稟 廩ト同 ○帥 將一ハヒキユル ○陳 陣ト同 ○
 與 アツカル ○與 一カ ○使 ツカヒ、一者 ○思 オモヒ
 也、チモウハ平一 ○度 ハカル ○質 シチ物 ○質 ニエ、
 シンモツ也 ○切 一汗 ○汗 クボシ本音チ ○覺 目ノサメル
 ○覆 オ、ウ ○向 人名也、地名姓ハシヤウ ○識 シルス ○
 讀 句一 炙 アアル、ヤキモノハ一也 ○葉 姓地名 ○錯
 置也 ○祝 咒ト同、尸一巫一如字 ○伯 霸ト同 ○暴 サラス
 アララス ○足 足之也、タレリノ時如字 ○差 シナ、一等參一
 ○墮 コボツ、ヤブル ○重 シバく、スミヤカハ本音一 ○乞
 アタフル ○頃 一公、百敵チ日レイト、コノゴロ、シバラクモ音キヤウ
 ○率 將一、一ハヒキユル也 ○率 率、一ムネ ○率 殺一、
 一更 ○貸 借リル也、タイハカス也 ○告 下ヨリ上ヘ申也、カウ
 ハ本音、上ヨリ下ニツケル也、告子コクニアラズ ○省 カヘリミ
 ル、ハブク如字 ○藉 シク、カル ○景 カゲ ○過 スグル、ア

ヤマチハ本一。○約ヤク一東シユ。○重。カサナル、チモンズルハ去一
 ○相將一、ミル。○喪。ウシナウ、ホロア。○罷ヒ。ツカル、ヤムノ
 時音ハイ。○適チキ。テキハシタガウ、モツバラ、セキハ、ユク、カナウ、
 又カナウハテキノ音モ用。○知。智ト同、シルハ如字。○莫ボ。暮ト
 同。○馮ヒョウ。タノム、ヨル、又一河一翊一夷、姓ハフ如字。○關ワン。一レ号
 ○更。カワル、フル、アラタム、初一三一三老五一。○盾トン。趙一、矛
 一。○抵シ。イタル、テイハナゲウツ、アタル。○黨シヤウ。姦。○戲キ。於一
 ○治。チサマル、チサムルハ本一。○施イ。ヒク、ウツル。○間。へ
 ダツ、マシワル。○聞。キコエ、ホマレ。○横。ヨコシマ、ホシイマ
 、○封ヘン。棺ヲ穴ヘ下スト。○輕。カロンス。○著シ。タシム、本音
 キ。○羨エン。アマル、本音センウラヤム。○輅ガ。近ト同、ムカウ。○
 擣ケイ。ホチヲタル。○阨アイ。阻一セマシ。○尼ジツ。トムル。○纒ボク。一
 公セ。○弔チキ。イタル。○假カク。イタル。○副フク。サク、ソカツ、本音フソ
 ニル也。○著チヤク。ツク、キル、本音チヨアララス。○蓋カフ。地名、姓。○
 輿キヤウ。比一。○志。シルス、又記録也。○隱。ヨル、一レ凡。○厭エン。

食ニアク、又入聲、アリアツハオスト也、イトウハ如字、音エン。○
 佛ヒツ。拂ヒツ。弱ト同、タスクル。○溺ニヤウ。イマリ。○雨ウ。フル。○王
 一タリ、サカン也。○道。ミチヒク、イフ。○近。チカツク。○遠
 トホザク。○遲。マツ。○衣。キル。○内ウ。イル、。○取。メト
 ル。○女。メアハス。○先。サキダツ。○後。オクル、
 大略かくの如し、何れも傍及バウキヤ(エンツ、キニテ用ル)通音
 (音チ假ル)轉用(フリカヘテ用)死活(ソノマ、チクト、ハタラカ
 セルト)の外に出テず、相州邊にて、一先生のもとに、
 童子六七人塾弟なりしが、一日先生他適のるすに、論
 語を連讀せしに、その中一人新に來れる者あり、前師
 授る所に異同ある中に、益者三樂の章に至て、一三
 樂とよみければ、羣兒あやしみ笑て其あやまりを責
 む、新童固く執てきかず、師の歸るを待て正さんと
 云、時に戶外高く咳して來るものあり、これを見れば
 先生の密友毒菴老なれば、幸也とて共にこれを誅ふ、
 毒菴云く、和訓たのしむと云字なれば、三何のうた
 がひ有んと云しかば、相ともに新童を指しわらうこ
 と聞々として止ざる間、毒庵已に去て新童猶服せず、

某寺の無學長老も、亦先生方外の知己にして、わつかに一水を隔るのみ、又ともに往て之を問ふ、長老如意を指揮して微笑して曰、小野篁歌字盡を見ずや、らくかくげうは白自目也と云り、今この書現に白に从ふ、何ぞ別音あらんやと云、新重大に失望して去る、歸れば乃ち先生家に在り、就てこれを決するに、亦さきの二家と同じかりし、

○似たる文字の區別

魚魯焉馬の誤とて、字畫の似たるは嫌しきもの也、今こゝに出す、

- 天 天 ○土 士 ○干 于 ○甲 キノエ、ヨロヒ 申
- サル、カサスル ○支 支 ○刀 刃 ○了 了 ○下 下
- 母 ハ、 母 ナシ、無同 ○之 乏トホシ ○未 ヒツ
- シ、イマダ 末 スエ、ナシ ○北 比 ○矢 ヤ 失ウシナウ
- 瓜 ツメ 瓜 ウリ ○穴 ケツ ジヤウナラフ ○元 元 亢
- 升 マス、ノホル 舛 タガウ ○斤 斤 ○七 七 戈ホコ
- 无 無同 无 ○全 ナナシ、同也 全 全也 ○友 ナシ 友

- 介 介 ○宇 宇 ○呂 呂 目以也 ○求 求 朮 ○用 用
- 用トモ ○竟 州 衰 衣 ○旦 アシタ 且カツ夫、
- 一又 ○戎 エビス 戒 ○色 イロ 邑 ○代 カワル 伐ウ
- ツ、キル ○冉 冉 ○并 井也 拜 ○抄 カサヌキ 抄コ
- ズエ ○敵 ヤアル、 敵 アキラカ ○怒 イカル 怒オモヒヤ
- ル ○鳥 カラス 鳥 トリ ○馬 馬 ○免 免 免 ○史 史
- 吏 ヤク人 ○忘 忘 ○羔 羔 恙ツ、ガ ○杯 杯 杯
- 門 門 タ、カウ ○信 マコト 倍 マス ○幻 マボロシ 幼
- イトケナシ ○佳 佳 ○助 タスクル 肋 ワキホネ ○情 情
- 美也 猜 ウタガフ、一忌 ○易 易 陽也 ○推 オス 推ツチ
- 昊 昊 ○吳 吳 吳 晨也 ○杳 杳 ○宜 ヨロシ
- 宣 ノブル ○享 トホル 享 ウクル ○挂 柱 ハシラ ○差 差
- 羞 ス、ムル、ハツル ○快 コ、ロヨシ 快 ウレフル ○師 師
- 帥 ○春 春 ウスツク ○枝 枝 リザ ○果 果 カウ ○
- 昆 昆 ○押 押 狎 ○冠 カンムリ 冠 アタ ○泪 泪 泪

○侈オゴル 移ウツル ○崇タカシ 崇タハリ ○債酒ー
 幘巾ー ○浙 浙水ノ名 ○栗クリ 粟アヲ ○祿官ー
 録記ー ○勤ツトムル 勸 ○官位 宦仕ー ○期
 斯 ○家 冢 ○泰ヤスシ 泰ハマ ○段 段 ○庶
 ナ、シ 鹿 ○涉ワタル 陟ノボル ○稚ワカシ 雅ガ
 ○執トル 執勢也、イキホヒ ○偏カタヨリ 徧アマネシ ○
 根 跟 ○熊クマ 態スガタ ○卿公ー 郷ー里、サト ○
 ○悔クヤム 悔アナドル ○詰ナジル 詰 ○陝地名 陝
 袂也、セマシ ○糸 系 ○治 治 ○祀マツリ 祀國名、
 木名 ○沂 沂サカノボル ○薄ウスシ 簿帳メン ○貽
 ナクル 貽 ○盲 盲膏ー ○網アミ 綱ツナ ○祖先
 ー 祖カタマク ○盼 盼 ○軋乾也 軋 ○緬エルシ
 緬大素也 ○裸 裸ハダカ ○肆 肆ナラウ ○幹十ー
 幹メケル ○緑 緑 ○椽タルキ 椽 ○啄ツヒバム
 喙クチバシ ○諫イサメ 練ネル ○裏ウチ 裏ツ、ム

○遣ツカリス 遣ノコス、チクル ○逐チウ 逐トケル、ツイ
 ニ ○檀 檀 ○臺地名 毫毛也 ○蘇 蘇 ○胃腸
 ー 胃甲ー ○捧サ、ゲル 棒打ノメスー ○捐ステル也
 損一失 ○艱ナヤム 難カタシ ○己チノレ、ツチノト 己
 ミ 已スデニ、ヤム ○子コ 子ヲレ 子 ○充ミツル 克
 同上 克カツ、ヨク ○芋 芋イモ 芋楚ノ姓 ○因 困
 困 ○科シナ 料ハカル 斜ナ、メ也 ○茶 茶 茶
 ○從シタカウ 徒ウツル 徒カチ ○甬 甬ノ 角ー里
 先生 ○李スモ、季スエ 季年也、トシ ○釣ツリ 釣
 釣ツリバリ ○喩サトス 喩ヨロコブ 喩ヌスム ○徵
 徵 ○丞 丞 丞俗ニ、何之丞チニニ从フハ非也、名跡中
 ニタマノ、亟チ火ニ从モアレドモ、用ユベカラズ ○刻ー限、ギザ
 △ 剋相生相ー 割ワル ○奪ウバウ 奪フル 舊フル
 ン ○辨 辨 ○篋タカムシロ 篋キノコ 篋
 肅シ、シム 蕭 嘯ウソムク ○瘋 瘋 瘋 ○戊ツチ

ノへ 戌ジユツイヌ 戌ジユマモル 戌ツツマサカリ ○枚バイ、イ、ゴ牧ボク收シウチサ
 ▲ 攸コウトコロ ○侍ジ待タイ特トク特トク ○恒コウ本恒ホンツネ 垣ケンカ
 キ 桓クワン 洹水名 ○書シヨウ畫グワク畫ヒル 畫ヒル 畫ヒル 盡ジンツクス ○溢イツア
 フル、 縊エイクビル 隘アイセマシ 論ロン本字从誼、ナクリナ ○僭ケン
 潛セン 潛セン 懣サン ○塵ジン 塵シユ 塵ビ 塵ユ ○穀コク 穀トウ 穀カク 穀コウ
 ○啜セツス、ル 掇カツトル 綴セツツル 輟セツナムル ○句ク 句コウ
 勻シヤク 勻カイ ○卯ボウ 卯イン 卯ラン 叩ケウ 叩カウ 叩ク ○緩エン 緩ダン 援エン
 媛エン 媛クワン ○壁ヘキ 壁ヘキ 譬ヘイ 譬ヘイ ○衰ホク 衰ホク 衰ホク 衰ホク
 衰ボウ 衰ジヤ 也 ○桃トウ 挑トウ イトム 挑トウ 挑トウ 桃トウ 桃トウ ○激ゲキ
 激ゲキ 激ゲキ 激ゲキ ○濯タク 濯タク 濯タク 濯タク ○僭ケン 僭ケン 僭ケン 僭ケン
 ○傳デン 傳デン 搏ハク 搏ハク 搏ハク 搏ハク ○僭ケン 僭ケン 僭ケン 僭ケン
 僭ケン 僭ケン 僭ケン 僭ケン

○百姓よみ

世俗に百姓よみと云ことあり、大抵はあたる者なれども、中には大に相違することあり、今その

略をあぐ、

佳辰カケイトアヤマル ○菱キ荷カ ○砧シン杵シヨ ○娘ジヤウ嬢ケイ ○洒シヤウ
 落ラク ○雋セン永エイ ○措ソ大學ダイシヤ也 ○培キタ塿タキ ○兆コウ域コク ○葵
 惑コク ○牀セン筴セン ○携スイ李リ ○坎ラシ壇ダン ○饗タウ餐アツ ○嫪キウ毒アイ
 人名、二音アレヒ、今キウチ用ユ ○齟アウ齟シン ○齟ケン齟ケン ○睥ヘイ睨ギキ ○匪ロウ眦アイ
 ○郭ハン汜フ人名、三國志 ○陆エンアヤウシ ○齟ケン齟ケン ○齟スイ齟ホ ○稗ヘイ
 ○荐セン ○菱サン ○排ハイ ○拵テウ ○嘲ケウ ○嘶スイ ○諱キイミナ
 ○雹ハクヒヤウ ○瀑ハクタキ ○瀧ロウ ○肇テウ ○昶チヤウ ○昇ウ
 ○卸シヤ ○縮ワン ○髻ケイモトナリ ○醜ロウ ○醜ルイ ○擗ラツ ○刷シヤウ
 ○媪オウ ○媪ウ ○彗スイ ○譎カク ○寃エン ○懶ラン ○郵ユ ○涪フ
 ○爛セン ○鶯エイ ○蔗サン ○蕪ウ ○弓ケン 道書一卷ナリ
 ト云 ○餘シヤハル方、オギノル ○腿テイ ○蹄テイ ○蹄テイ ○蹄テイ ○蹄テイ
 ○炮フ ○脆ゼイモロシ ○哇ア ○鞋アイ ○鎌レン ○收ビ ○粘カク
 枳シ ○拉ロフ ○涸カク、コカク、一轍、一陰 ○揣シヤ摩タン、控コウ ○槌チムチ ○
 嗽スウツウ ○薺キヨ波ハ也 ○掉アウフルウ ○捷セツカツ ○捺ナツチヌ ○帚シウハ、

亞細亞 ○亞弗利加 ○歐羅巴 ○亞墨利加
 南北アレバ五大洲云

▲又近く此方にて

談天門 ○弘徽殿 ○冷泉 ○忌寸 ○朝臣 ○村
 主 ○首 ○造 ○連 ○博士 ○判官 ○按察使
 ○檢非違使 ○紀伊國 ○攝津守 ○東市正西市正
 一司一司ノ旨ハ、ヒガシ一、ニシ一トヨム ○右兵衛左
 一ハサー一也 ○少輔ツフチ一音ニ并タル也 ○松浦 ○
 縫殿助 ○腹帶馬ノ一
 此るゐ猶多し、

○省字、俗字、古字、異體文字

省文とて、字畫を省て抄書に便せしものあり、

陰陽 ○十干幹 ○十二支枝 ○戈歲、世俗才智
 ノ才ニ柱チマクルハ非也 ○刁實 ○关葵 ○垂聖 ○矢
 賢 ○聖經 ○伝傳傳 ○孝學 ○效教 ○楽樂 ○

欢歎 ○难難 ○对對 ○刘劉 ○党黨 ○稔覆 ○
 医醫 ○养養 ○命命 ○体體 ○灵靈 ○独獨 ○
 断断 ○过過 ○辺邊邊 ○还還 ○迹迹 ○通通
 ○双 ○齊 ○室 ○瑤同上 ○实 ○鉄 ○閑閑
 セキ ○壹壹 ○仮假 ○儀儀 ○応應 ○灯トモシビ
 ○旧フルシ ○卒衆 ○誹誹 ヨム ○国クニ ○困カコム
 ○円 ○凶ツ ○奥 ○庄莊 ○辞コトバ ○齒齒 ○
 沢澤澤 ○欧歐 ○駮ハスル ○飯歸 ○庖廬 ○献
 ○犹ナホ ○甦蘇 ○婪ユメ ○乱 ○当當
 ▲礼 ○罔クニ ○姓晴 ○埜野 ○咄咄 ○晦敵 ○
 与與 ○廣廟 ○从從 ○ム某 ○仏 ○焄幽 ○兇
 幾 ○气氣 ○炏同上 ○木傑 ○蠢蠢 ○雨趾 ○
 尔爾 ○夕亦 ○岡岡 ○執藝 ○証証 显顯 ○辭
 辞同、コトバ
 右古文及び別體也、省文にあらず、又、

井善サツ ○井ホメイ ○ヨ 縁覺 ○メメ 聲聞 ○サ

華嚴 ○羊石羯磨 ○水丁灌頂 ○火火涅槃、火滅ト反スル

ユエ也

右佛書に限る、又扶桑を夫木とするが如きは、和書にかさるべし、

▲世俗通用の文字、唐山の製に非るものあり、

鐘ナリ ○柳サカキ ○掟ヲキテ ○媵シツケ ○袴カシモ ○峙トウケ ○適アツハレ ○俤チモカケ

○逆トマ ○雫シツク ○風コゴラン ○狛モイテ ○梶カヂ ○扱サツ ○臆ヤガレ ○鼻ハナケ

○岡ツカエ ○込コム ○辻ツジ ○扒カマス ○坩フン ○擗ツロヒ ○倅セカレ

▲令セシム ○給キヤウ ○者ヲイレバ ○存ゾシジ ○觸御フシ、先マツ ○擗ツロヒ ○倅セカレ

○嗜カシナヒ ○兼カチテ、題トシ、日ヒ ○詭アツラヘ ○俵タワラ ○詰ツメル ○恰カレコレ

等は唐の字なれども訓義は此方ざりのこと也、尤倅は倅字の訛とみへたり、周禮に遊倅と云ことあり、注に子之未仕者とあり、「せしむとは、人に云付てさせること也、然るを此方にては、自らすることに用ゆ、古事談に、徳大寺大饗、宇治左府令向給之時、如法令食給云々、このるの枚舉にいとまわらず、

▲書もつ及び墨迹の中に、間古字を用るものあり、

書カキハル ○穠アキ ○對道 ○瀟法 ○昏飯 ○敬敬

○豊貴 ○贛貢 ○綵無 ○遠退 ○敬散 ○聳聳

○轉曹 ○虜平 ○管音 ○季年

▲唐の則天皇后の作りたる字あり、武后字と云、

飛天 ○塞地 ○回日 ○罔月 ○〇星 ○墨照 ○

廐初 ○壘年 ○嵐君 ○忠臣 ○舌正 夷載

右十二字唐書による、宣和書譜には、十九字あり、

▲古法書の中、字畫に増減あるものあり、

明メイ ○軋乾 ○朔朔 ○京 ○隄 ○為 ○於 ○勢

○戒戒 ○俗備 ○禰禰 ○福 ○敬ハツ ○勝 ○從

○此 ○所 ○惣總 ○筆アテ ○箱箱 ○漆ウルシ

○漿漿 ○尉叔 氏豆氏 ○刺刺 ○剎剎 ○捺捺

○摩厚 ○通匝 ○霸霸 ○曹曹 ○敬フシク ○曠映

○莊莊 ○寬寬 ○舂舂 ○離離 ○厥厥 ○稽ケイ古

○滢鑿 ○頃トシ ○羶ゾラン ○菱菱 ○菜策 ○拱載

このるる猶多し、皆古の名賢、俗をすて、雅に从ひしものなれば、つとめて遵奉すべし、塩の字は土邊に書こそ能けれ、

▲是は彼に通ずれども、かれは此に通せぬことあり、知を智に用れども、智をシルとよむことなし、信を使ひのことに用れども、使を信義の信とせず、馬を御するは御馭同やうなれども、馭用向、馭史大夫とは、つかわれぬこと也、又同じ音訓なればとて、即席を則席、法則を法即に作らばもの笑なるべし、又字書の上にも此るゐあり、秋を燥、晚を翹、蘇を蕪、昶を晧、峯峰、岬岸、鷄雞、鴈雁、の類をみて、左右上下かつ手次第と心得、文爰八呆をはしめとして、終に棗を棘に作り、雅を鶉とし、鳴を唯、駟を罵に作り、豆腐臙腐に至て後已んとす、上下左右の例は、鶩の字の外覺えず、無の足火には非れども、三梁四柱烈火もゆと云ひしことあれば、咎なきに似たり、前の頭艸に従はゞ字をなさず、冠罰は冠罰同やうなれども、利を村、村を利に作らば如何、

○人の言は咎め難き事

小兒の物しり貌なるは、みぐるしきもの也、人の言は咎め、或は何々は重語也など云ものあり、人に不興をさするのみならず、其身一向に言語に通せぬと云もの也、和書にも、幾日の日など云と毎々これあり、唐山の書にては、不幸短命而死、ロンゴ 死不生、列子 便弓馬善射御、三國志 此るる枚擧に違あらず、俗情よりみれば、蛇足のやうなれども、左にあらず、甲冑の具足は、上を省き、大小の刀は後を歇けども、これを怪むものなし、然らば、半切の紙は一番も留めず、半紙の紙にかみを重ぬる、何ぞあやしむに足らん、一字の添べからざるを知らば、二字の餘りなきことをしらん、此輩の如きは、女の兄弟など云こともやかましく云もの也、これ三代の古より云來りし語也、もしこれをとがめんと思はゞ、君それこれを史佚に問へ、▲和語にて、助字の如きものを、テニハと云、或る人、もの知りぶりにて、人のテニハと云し言はのあとへ、わざ／＼、テニヲハと云て、とがめぬばかりに、言談するを聞たり、にが／＼しきと也、往て來て内ニ外に左ヲ右ヲ上ハ下ハ等口を開けば必ず入用の假名を取て、テニヲハと云たる也、これにて盡したるにはあら

す、四字そなへては申にくければ、三字に申したりとて、何か苦しかるべき、焉哉乎也の四字にて、中華の助字を盡せりと思へるや、夫に付ては、風呂呂しき、茶まがも、そのまゝ差おかるべく候、消なばけぬべく例あれば、たまけた、右衛門など、云は大に好し、音は通うとも、五をグと云、すくなきを、すけなしと云が如きは、御無用也、

▲假名つかひとて、いぬをおえゑるの三音を六に遣いわけける秘傳ある由、定て有難きことなるべけれども、まづは不急のつとめなれば、知らずとも不由なし、但しはひふへほの假名をわいうえをに用ることは存居べし、スナハチ則オモヒ思ヲモフ同いへとも雖なほ尙等也、又教ふの假名にて、をしゆとよむ、用ふももちゆ也、屠をほをるとよむのるゐあり、

▲帶説とて、入用なき字も、熟語にて遣たることまゝ有こと也、易に温之以日月と云が如き、月はあたゝむる筈なし、禮記に大夫不得造車馬と云、宋玉の文に豈能與之料天地之高とまで云り、

▲分明に誤の知れたることも、年來のことにて、改ら

れぬことあり、范睢は一睢なること證據もあれとも、漢の高誘が國策を注せし比よりのことなれば、今如何はせん。隋唐のすいは、だの音也とて、楊升庵もやかましく申おきたれども、升庵明人にして、その前すでにすいの音あれば、此亦改べからず、且つすいの高祖楊堅、宇文周にあつて、隨公に封せられ、周の祚をうつすに及んで、その國を以て、世を有つの號とせられしことなれば、忌む處ありて走遼を除くとも、音は改むまじ、况やだは墮落の嫌あるをや、既に前に忌む、何ぞ後に忌さらん、胡身之が通鑑の注にも、だの音なし、升庵の説信すべからず、又近く詩語碎金をさいきんと云べからざること、猶質物をちもつとすべからず、鍛冶をたんやと云べからざることがとし、

▲伐木丁々は、音争とあれども、たうくとよむ、孟子の胡訛は、音核とあれども、こつとよみ、禮記の麻泉は、音洗とあれども、しとよむ、書經の注せし蔡沈は、音證とあれどもちんとよむ、皆通音也、

▲世間たましく言は般ざんにせんとして、稽古、丁寧、米穀、餘計、一命、八兵衛、亭主、酩酊、など、申す者あり、人をしと、日をしと云は、左まで聞にくきことに

あらず、若しそれによりて、清水をひみつ、主従をひうびう、しきしまの道を、ひきひまのと云は、如何、ある插花師一名をゆるされしとて誇りかに切紙をみせけるに、一瓶と假名付あり、ある人の物語するを聞きしに、佞人の口ほど、おそろしき者はなし、菅丞相は、千歳の後まで、誰れ知らぬ者も無き能書なるに、時平公のざん言に依て、ムヒツの罪を被玉ひしといへり、

○讀むべき書籍の次第

今時郡下にて、幼者に書を授るは、大學を先とし、四書了れば五經也、爲學の次第尤のことなれども、十に八九は才乏き者なれば、五經了ても、通用の書簡、及び假名本も、よめぬもの多し、是は畢竟、記憶の力をもはからずして、多きを貪り、四―五―の名はあれども、其實は孝經一卷の句讀も出來ぬ者ゆゑなれども、世の習はしも、向上すぎたるによれり、やはり田舎風に、貞永式目、今川帖、庭訓往來等を并せよむべし、夫をいたしなから、神皇正統記を始として前後太平記より太閤記三河記等を讀べし、王代武家の事迹あらく知たる上にて、唐山の通俗本をみるべし、十二朝

軍談より初め、明清闘記、並に水滸傳までを、涉獵すべし、尤正史とは相違せしことあれども、大意を知るに足れり、扱その内に、五經の句とうも了らば、孔子家語、劉向新序、朱子の小學、及び蒙求、古文眞寶前後集、唐詩選、三體詩等、次第にはげむべし、扱右の業を授かる内に、前にあげし通俗ものも、追々卒業すべし、其ところへ、讀史餘論、保建大記、國史略、日本政紀、外史、逸史等、彼土にては、讀史論畧、十八史略、元明史略、清三朝事略、歴史綱鑑、をみるべし、これにて歴代のこと、大抵しれる也、それより日を追て、左傳、國語、史記、漢書をよむべし、此四部を左國史漢と申て、此れがあらましにもすめれば、もはや幼學の沙汰にあらず、それからは、溫史、(司馬溫公ノ通鑑) 綱目(朱子ノ通ガシー) 十七史、乃至廿一史までも、氣根次第たるべし、十三經廿一史を通覽すれば、一分の學者たるべし、

▲十三經とは、古え詩書禮樂易春秋を六經と云、樂經亡びて五經と云、禮に周禮儀禮々記ありて三禮と云、春秋に左傳公羊傳穀梁傳ありて三傳と云、これを通じ計へて九經と云、孝經論語孟子爾雅を合て十三經

と云、これは唐の世にて定りし名目也、宋に至て二程子(兄明道先生弟伊川先生)の心づきにて、禮記の中より、大學中庸の二篇を取出し(宋人ノ諸注、イマダラタラザル先キニ、清原賴業卿ノ心ツキ、程子ニ符合セリ)語孟に合せて四書と云名目立てり、朱子は程子の弟子すぢにて、右四書の注を書れたり、これより新古二注並ひ行る、尤元主明帝宋學を尊信し、天下の學問所を朱子學に定られたり、我朝にては廿七代 繼體天皇三年、五經文書等傳來せしより、學政畫一の如くなれば、明經家のおさむる所は、古注と知るべし、新注のわたりしは、南北朝の比にや玄惠法印この書を好みしこと聞へ、その後康暦の比に、近世儒書有新舊二義、程朱等は新義也などの沙汰あれば、此時代と見へたり、神君龍興し玉ひ、懼窩羅山兩先生を擧て、顧問に備られしより、新注を以て國學に御定なり、されば公武に、新古二注の分ちあることを知らねばならぬこと也、又學庸は禮記中の一篇と云ことも、心得をるべし、去りながら、年來別行して居るものを、わざと禮記大學の篇など、申はわるし、又古注方にては、詩を毛詩と云、書を尙書と云、經の字を加しは、新注也、

尤史記儒林傳に詩經と云しことあり」本朝四道の學とは、第一は紀傳、二は明經、三は明法、四は算道也、

▲十三經注疏

毛詩漢毛萇傳、後漢鄭玄箋、唐孔穎達疏 ○尙書漢孔安國注、孔穎達疏 ○周易魏王弼晉韓康伯注、孔穎達疏 ○周禮鄭玄注、唐賈公彥疏 ○儀禮同注同疏 ○禮記戴記トモ云、鄭注、孔疏 ○左傳晉杜預注、孔疏 ○公羊傳漢何休注、唐徐彥疏 ○穀梁傳晉范寧注、唐楊士勛疏 ○孝經唐玄宗注、宋邢昺疏 ○論語魏何晏注、邢昺疏 ○孟子漢趙岐注、宋孫奭疏 ○爾雅晉郭璞注、邢昺疏

▲新注 ○論孟學庸宋朱熹注 ○周易詩經朱子 ○書經

宋蔡沈 ○春秋宋胡安國、胡氏傳ト云 ○禮記元陳澧

▲九經字數 毛詩三萬九千一百廿四字 尙書二萬五千七百字 周禮四萬五千八百六字 禮記九萬九千廿字 周易二萬四千二百七字 春秋左傳十九萬六千八百四十五字 孝經一千九百三字 論語一萬二千七百字 孟子三萬四千六百八十五字

通計四十八萬四千九十五字、日誦三百字、不過四年半可畢、或以天資稍鈍、減中才之半、日誦二百五十字、亦止九年可畢、苟能熟讀而溫習之、使入耳着

心、久不忘失、全在日讀之功耳、里諺曰積寸成尺、積尺成丈、寸不已遂成丈匹、此語雖小、可以喻大、後生勉之、九經ノ目兩ヨウアリ今五ニ出ス

▲十七史並廿一史

史記百三十卷、漢司馬遷 ○漢書百廿一、後漢班固 ○後漢書百廿一、宋范曄 ○三國志六十、晉陳壽作宋裴松之注、ヒロク諸書ノ異同ヲアゲテ、又一部ノ史ニ准ズ、左傳ノ杜注、世説ノ注ヲ合セテ、三名注ト云、 ○晉書百三十、唐太宗 ○南史八十、唐李延壽 ○宋書百一、梁沈約 ○南齊書五十九、梁蕭子顯 ○梁書五十六、唐姚思廉 ○陳書三十六、同上 ○北史百一、李延壽 ○魏書百廿四、北齊魏收 ○北齊書五十八、唐李百藥 ○周書五十、唐令狐德棻 ○隋書八十五、唐魏徵 ○唐書二百廿五、宋歐陽修宋祁同撰、劉昫ノ舊唐書ニ別ツユヘニ新唐書ト云、 ○五代史七十四、歐陽修 ○以上十七史 ○宋史四百九十六、宋李燾或曰元脱々 ○遼史百十六、脱々等 ○金史百廿五、同上 ○元史二百一、明宋濂撰 已上廿一史 ○明史三百三十六、清張廷玉等 ○合て廿二史と云、

▲本朝三部本書

舊事記十卷、聖德太子蘇我馬子撰 ○古事記三、稗田阿禮口誦

大安萬呂追録 ○日本紀三十、舍人親王、

▲同六國史

日本紀七出 ○續日本紀四十、菅野真道及藤原繼繩 ○日本後紀四十、藤原緒嗣等 ○續日本後紀廿一、藤原良房善繩等 ○文德實錄十一、藤原基經等 ○三代實錄五十一、藤原時平右和漢代々の記録に、編年紀傳の二體あり、編年とは、年々月日を追て、某の年某の月某のことありと書付る也、左傳の如きはへん年也、史記より以下、代々の本史は、みな紀傳の體裁に定めり、通鑑及び綱目は、正史の外にて、此れは編年也、紀傳とは、帝紀には、其世の天子をつらね、其餘王公以下は、みな列傳に收ること也、尤史記にては、帝紀の次に、世家を立て諸侯王をこれに收め、それより次は、列傳に入れたり、扱その紀傳の體にては、史記に八書、漢書に十志あり、ともに一代の禮樂刑法、地利錢穀等、經濟の要を著したるもの也、歴代これに倣て、皆志あり、本朝の書は、みな編年也、水府にて編集なされたる大日本史は紀傳體也、

○和漢歴史の大要

歴史をよむには、世々の制度に、ユル沿アラタムル革 あること
を知べし、就中封建と郡縣の差別を辨ふべし、彼土
往古より、周の世までは、帝王の地を、方千里に定め
て、これを畿内と云、その外は、みな諸侯の領分にさ
づけたり、此を封建の政と云、周の幽王無道にして、
犬戎と云國主に弑せられ、其太子平王位を復して、こ
れまで、鎬京の都なりしを、洛陽にうつす、是を東周
と云、王威次第におとろえ、諸侯私に軍をおこして、
同列の國を伐つやうになれり、孔子その末に出玉ひ、
魯國の史に付て、隱公元年周平王四十九年より、哀公十
四年まで、二百四十二年間の、治亂得失に、一字一
字褒貶として、書き方にて、ほめそしりの見ゆるよう
に、御筆削あそばされたり、これ五經中の春秋也、よ
つて此間を春秋の世と云、この比目ばしき國、十二あり、
春秋十二國と云、魯、衛、齊、晉、鄭、曹、宋、燕、陳、
蔡、秦、楚なり、その間魯國にても、隱公より哀公ま
で、十二代なれば、春秋十二公と云也、即ち隱公、桓
公、莊公、閔公、僖公、文公、宣公、成公、襄公、昭公、定
公、哀公也、數年あつて、周の王は有れどもなきが如
く、諸侯互に并吞して、大國七つとなれり、秦、楚、齊、

燕、韓、趙、魏也、これを戰國の時と云、秦の始皇に至
て六國を滅し、國名を去り、天下を分けて、卅六郡と
し、郡の下に縣を置き、海内を舉て、天子の國とし、諸
侯を建てず、郡には守をおき、縣には令をおいて、治
しむるゆゑに、これを郡縣の治と云、漢興つて、又諸
侯の國も少し封じたり、武帝の時に至り、天下を分
て、十三部として、郡國はその下に屬す、部ごとに刺
史一人ありて、郡國を統べ治む、これ秦の法と、三代
の制とを合せたるもの也、此より後、三國六朝に至る
まで、大抵この通り也、但し南北朝の頃より、州を多
く増て、刺史の權輕く、郡と同やうになれり、是によ
つて、唐の太宗のとき、天下を分て十道として、州は
其下に屬す、是時より、州郡互に稱して、輕重なし、州
の代官は刺史也、郡なれば太守と云、後宋、元、明に及
まで皆唐の制に沿る、たゞ宋、元には道を路と改
め、明には路を改て省として、十三省あり、今の清朝
も亦明に同じ、日本の古は、彼の郡けんの治に同じ、
國には國司を立て、郡には郡司を置く、みな公領の御
代官也、但し唐山にては、州郡を以て縣を統ぶ、此方
にては國を以て郡を従がふ、郡は國の内にあり、此方

の郡は、唐山の縣に當る也、國は即ち彼の州郡也、源平の亂後、賴朝公、日本總追捕使に任せられ、天下の政を爲せしとき、國司の外に守護を置しより、國司の權いつとなく、武家にうばわれたり、是れ將軍家海内を統御し玉ふ始なり、然れども、此ころは、諸事 叡慮を伺ひしと也、後足利將軍に至て、天下悉く武家の成敗になれり、これより諸國に國司を置かず、守護地頭ばかり也、その上に、管領を立て、諸國を統治せしめたり、室町家衰るに及て、管領の勢強くなりて、相ともに權を争ひ、守護は其國に居付きになつて、恣に近隣を征伐せしこと、春秋の列國の如く、管領は五伯など云が如し、かゝる勢なれば、守護職の家は、累世その國を領して、君主の如くなるもの有て、いつとなく、天下封建の如くになりしを、我 神君勃興の始に、同姓の貴族、並に勳勞の諸臣を、樞要の地に封じて、國家の藩屏となし玉ひ、舊より分國有て、領守たりし者をば、元の如く安堵せしめ玉ひ、朝覲職貢の法を定られしより、天下つひに眞の封建と成て、彼の周の世と、ほゞ相似たり、されば、中華三代の古は、日本の今に同く、秦漢已後の唐山は、此方の古代と知べ

きなり、人古今に通せざるは、馬牛にして襟裾せるが如しと、古人も申置れしことなれば、略々にも心得居るべきこと也、今簡略にして記憶し易き爲め先輩の作を左に出す、

▲本朝尊號歌

神武綏靖安寧始	懿德孝昭孝安嗣
孝靈孝元開化後	崇神十代寶祚盛
垂仁景行及成務	仲哀神功應神帝
仁德履中反正崩	允恭天皇二十世
安康雄略與清寧	顯宗仁賢武烈逮
繼體安閑宣化帝	欽明繼世三十代
敏達用明崇峻皇	推古舒明皇極尊
孝德齊明與天智	天武四十皇統繁
持統文武及元明	元正聖武傳孝謙
廢帝稱德又光仁	桓武定鼎五十添
平城嵯峨淳和世	仁明文德清和傳
陽成光孝宇多後	醍醐天皇六十延
朱雀村上冷泉院	圓融花山一條紹
三條後一後朱雀	後冷泉院七十朝

後三白河堀河帝

鳥羽崇德近衛繼

後白河院二條院

六條高倉世八十

安德後鳥土御門

順德後堀四條院

後嵯峨深草龜山

後宇繼世九十展

伏見後伏後二條

花園後醍光嚴興

光明崇光後光嚴

後圓融院一百承

後小松院稱光院

後花後土後栢原

後奈正親後陽成

後水明正百十孫

後光明院後西院

靈元東山中御門

櫻町桃園又女帝

後桃園讓

▲唐土歷代國號歌

三代より秦に至る 夏四百年 殷六百

周八百

大禹受虞傳子姓

殷湯正夏應天人

周從文武開基後

八百餘年直至秦

西漢

二百三十年

沛公崛起稱高帝

即位長安承帝系

惠文景武號醇明

西漢相傳十二世

東漢

百九十六年

光武中興定洛陽
代傳十二為東漢

守文繼牀屬明章
派衍長沙紹祚長

三國 蜀四十四年

魏四十六 吳五十一

前後六十餘

昭烈偏安西蜀
當時更有吳同魏

續膺漢業壯皇圖
各據疆隅自立都

西晉

五十二年

併合三分一統
簡編紀載稱西晉

武皇鴻業紹文宣
五十餘年四帝傳

東晉

百四年

建康繼起為元帝
東晉紀年傳百四

南渡開基更肇端
相承統緒只偏安

宋齊梁陳

合二百三十年

宋高紹晉興劉姓
繼此吳興陳氏出

齊並梁朝是二蕭
相延四姓號南朝

後魏 北齊 北周

合二百年

拓跋稱元魏業昭
宇文周繼高齊立

東西疆索後分條
統以楊隋號北朝

唐

二百八十九年

高祖興唐授太宗

綿々廿世御軋龍

開元振起弘前緒

五代

梁爲朱氏唐爲李世宗柴氏績郭周

北宋

太祖初膺神器重眞仁勳業踵前猷

南宋

渡江以來幅幘偏高孝光寧兼理虔

元

併金滅宋混寰區治績賢聲推仁武

明

有明太祖創宏圖南北並建京畿壯

▲年號の始

本邦にては 人皇二十七代 孝徳天皇即位の年、はじめ、大化の號を建つ、中華にては、前漢の第五主、武帝の建元を始とす、明の世より、天子即位の時改元

更有元和熾後踪

合五十六年

石晋相沿劉漢起五代相承歷可紀

百六十八年

太宗平治功堪頌歷世九傳爲北宋

百五十二年

九帝相承百五年派分南北亦延綿

八十九年

統緒相承十世延紀傳未滿百週年

二百七十八年

十六相傳統系彰三百年間延祚長

して、一代の間は、改ることなし、因て天子を稱するに、永樂帝、康熙帝など、年號を以て通用すること、なれり、
○談話に漢語を遣ふまじき

事

少しく文字をよむ者は、平日の談話にも、漢語を遣ひたがる者也、自まんらしく、幼者に似合はぬものぞ、且つ字音は、口舌の上にては、分り兼ること多し、智人も痴人も一やう也、秦の始皇、晋の師曠、何を以て別たんや、
年穀不熟の折から、或る人、他邦に移居せしが、事あつて、舊宅の邊に來し時、知る所の一書生、問ふて、貴地のほうかくは如何と云ければ、辰巳の方と答たり、
中元前後なりしが、甲乙に向てせうもんのけんとうを見たし、御承引あれかしと云しかば、いと易きこと也、去りながら、久しく灼艾せざれば、灸痕定かならぬにやとて、もろはだぬぎて見せたり、
さて又華言は、父母の名と同やうに心得、口ちには云ぬがよけれども、心に知らぬは恥かくことあり、或る

時、二三輩打よつて、閑談するに、某の子は不才也、某の子は才ありなど云ければ、一人聞とがめて、其者わづかに、十二三なるに、もはや家内をもちたるやと云り、(才妻音通)

御役人のうわさにて、何の守どの、政蹟何々の美事あり、非常の人なりと云に一人申すやう、それは御覺違なるべし、あの殿は、初め某の官に擧られ、それより、何々と累遷して、今の御役になられたり、火事場がかりの御役いたされしこと無しと云り、

筆札の話に及し時、義之の書が云々と云しに、甲 忽ち云ふ、近日泉岳寺にて見たり、乙 これは誤聽也と思ひ、今のはなしは、晋の王羲之のことにて候、墨本ならば、世上に如何ほどもあり、眞跡に至ては、覺束なしと申ければ、甲又云、あの寺にあるからは、眞の大石に相違あるまじと云り、

一士人、同僚の招飲に赴し翌日、挨拶の書簡に、一上略、何よりの下物 たまわり、不思過量酩酊、とありければ、主人大に忿て、人の馳走を下物とは何ごとぞとて、袂を投じて起てり、
何がしなるもの、音韻の學を好み、頗る自負す、一日

その友兩三輩、其家に過り、雑話の間、一人云、當時インキヤウ(魚鏡)に於ては、主人に及ぶものは有るまじと云ければ、其妻傍にありけるが、赧然として坐を避たり、如何聞けるならん、

▲書生の語に非ずとも、世上通用の華言あり、知ずんばあるべからず、多情(情ノ深イ)也を氣の多いことと思ひ、雜駁(クイチラカシ學モン也)を博と思ひ、落款(ラツクワン)印章の異名と思ひ、又は具眼(グヰ)とは目の利(キレ)ことなるを知らずして、私愚眼にてはなど、云者あり、氣のどく千萬なり、
もの、直(アタイ)の賤(ヤスキ)を、下直と云を俗也とて、何もの狡兒か、みだりに、安料など云、不當の語をつくり出たり、戒むべし、

○作詩作文筆札等の事

詩は作り度きもの也、予が不才なる、凡百のこと皆人にしかず、就中詩文とては、絶て筆取ること能はず、それゆゑ、到る處赧汗せざることなし、依て同遊の少年には、百計勸め奉る也、人或は云、學問こそ一大事也、詩文の末技は、あまり好ぬがよし、尙書にも、玩

物裏志と云、朱子も、其功倍小學而無用、と申し、湯東澗は、文章於道未爲尊、詩於文章又一塵と云り、此等の語に依て、作詩を痛く抑るものあり、尤なることなれども、古人のかように申されしは、吾がともがら、下等の爲には非るべし、不才の人は、たとひ末技なりとも、一藝有れば可也と云べし、人に能不能あれども一と骨折て見ねば、知れぬことなれば、藝術の分ならば、何にても習ひみるべし、取り分け道に近きは、詩に過るは無し、詩を作んには、經義も少しは解せねばならず、並に和漢古今の治亂得失、天文地理、軍法武藝、醫と算術、道釋二教、書畫物産等に至るまで、自然と臭味ばかりも知らるゝこと也、善し旦ても暮ても、それ行狀、やれ行ひよと、あまり偏くつに申す時は、竟に無用の豚犬を仕上ること也、さて詩作のとり付は、詩語碎金、幼學詩韻等の熟字にて、取合せるがよし、言たいことが、いえぬとて、我まゝに手作りの語を下すを、杜撰と云、それにては語を成さず、たとへば世話字にても、殘暑餘寒と云て、殘寒餘暑と云はず、大根おろしとは、をろしたる蘿蔔のことなれども、わさびをろしとは、おろしたる山葵にはあ

らず、家も宅も同物なればとて、出家を出宅とは云はるまじ、これ等にて思ひ知るべきこと也、因て二字三字の熟字は、必ず古人の手にふれたるを取るべし、五字七字そのまゝ用るは、句をぬすむに當る也、尤思はず、古人の句に出合ふこともあり、これを暗合と云、それは手柄なれども、人に示すべからず、多くは暗合と思ても、やはり以前見たることの、夢のやうに出るにて、眞のあん合に非ず、又古人の成句を、そのまゝ取ることも、随分作家の上にはあること也、初心には致さぬことと思べし、斡旋が手に入らねば、假りものに成て、いよく見苦しきことぞ、童子教に、白圭珪尙可磨の句を取て、次へ惡言玉難磨と付たり、貂に續ぐに狗尾を以てすと云べし、和歌の門にて、此題にて、つゝどめは、定家にさし合ふ故、相ならず、ほのくゝとの五文字は、金輪際かわぬとなど、至て嚴禁ある様子也、甚だ固なるに似たれども、不遜ならんよりはましなるべし「扱平仄のおき方に、二三五不論、二四六分明、と云ことあり、二四不同、二六對だに固く守らば、その他は不苦と云こと也、元來聲律は、正しかるべきことなれども、此位まではゆるし置ねば、

吾輩には逆も手出しは出来ぬこと也、但し七言仄入の句にて、第四字の孤平は、決してならぬこと也、世上たまく、己れが不能を掩んとて、詩も作りて見たれども、平仄の韻字のとて、煩しければ、止めたりと云ものあり、左やうの人に、若し他人より、平仄だにかまわずは、出来ると思われ候は、古詩を作らるべし、それにて、韻字が煩しくは、散文にて、申したきことを、十分にのべて見られよと望まれなば、定めて迷わくすべし、されば平仄にさし支るは、我才の短き也、不自由也とて、罪を聲律にゆづること勿れ、文章は、すぐれて六づかしきことと承る、されば其身に筆はとらずとも、せめては、他人の著述は、讀めるやうに心かくべし、訓點ばかりを當てにするは、假名本をよむと同やう也、無點ものを讀んとならば、復文するに如くはなし、復文とは、華文の、よみ方のまゝを、假名まじりに書たるを授り、己れが心もあにて推量して、原の華文に書き復すこと也、認め了つて、原文に引合せみれば、布字の倒錯、助字の違ひ等、的面に別ること也、たとへば、山たかきが故に貴からず、人こえたる一と云る心は、山は高きのみよしとはせ

ず、人は肥たるばかりを貴ぶにはあらずと云とならん、夫ならば不の字山の下高の上にあるべし、今現行の本には、不の字故の下にあり、是にては、山は高きゆへに、畢竟賤しめらる、卑くさへあれば善しと云ことになる也、又二人行きひとりぬれば時雨かな、と云句を、人兩やうの解をなす、二人同行して、夕立にあひしに、一人はぬれて、一人はぬれずと云が一義、一人ばかりがぬれる者ではなし、と云か一義なり、試に此二通りを、漢字にて書分てみるべし、前の解にては、一人不と書し字法也、後の解にては不獨と書く也、大抵このるゐにて了簡すべし、右復文數十篇習たる上は、譯文をいたすべし、是は全く和語に書し物を、華文にすること也、その中に尺牘を習べし、これは詩作本に碎金あるが如く、便蒙の刻本種々あり、備おくべし、筆札も、少しは心得べきこと也、篆隸までは届かずとも、楷行二體は小達者に書習べし、草書は好で書すべからず、さりながら、人の書たるものは、有りふれた體ならば、讀めねば不自由也、二千字そこらは覚えおくべき也、先づ文字を書んには執管を第一とす、古人

の論多き中に、執筆正、用鋒尖、起重、行健、收停と云此の五訣をよくく工夫あるべし、執筆正とは、筆管を眞直に持、運轉の時は、俯仰反側すれども、定るに及では、絲を下げたるやうに有るべしと也、用一毛さきを活して、偏を遣はぬやうにする也、尤偏鋒を用べき點畫もあれども、毛さきに精神無くてはならぬ也、筆尖をば刀の刃槍の鋒と心得べしと也、起一とは、何れの畫にても、筆の打こみは重かるべし、引ゆく中途は軽くして、力のぬけぬやうにする也、收一止りの處は、しかとおさへ止める心もちにて、點畫の中にて、毛さきのまとまるやうにするを云也、さて書を學んには、ひろく和漢古今の名跡をみるべし、去りながら、自ら臨書するには現存の名家に付て、口授而命を受ざれば、功少し、たとひ墨本を學ふとも、宋以下にて、好める一家を主とすべし、魏晋の蹟は逆も及ばぬことなれども、諸家の主本とするところなれば、折々は臨模すべし、東坡先生ある人の襖帖を臨するを見ても大に咲ひしことあり、書札に右軍あるは、儒門に孔子あるが如し、然るをかやうに非られしは、墨本にて影ばかりの物を、刻畫してその形似を求る故とみへ

たり、今の宋を視ること、猶宋の晋をみるが如し、今の學者亦まさに此言に鑑ることあるべし」さて隨分見事に書ても、字の配り方下手なれば、見苦しきこと也、字の居へ方を布置と云、又位置とも云、尤筆書の中には、點畫の組立てを、位一と云てあれども、今人の口頭に申すは、居へ方のこと也、さればとて、明朝やうの版下のやうに書くことにあらず、字體に長短大小ありて、皆一般にはならぬこと也、たとへば、日と國とは、同じ大さには書れず、一と萬とは、同じ長さにはなるまじ、男の腹を、女ほどにはひろげられぬぞ、但參差の中に、自ら整齊あらんことを欲する也、▲詩作書畫など致せばとて、長者には是正（チホシテモラフ）するの外、みだりに人に示すは、烏乎がましく、片はらいたきこと也、併しながら、餘り痛く抑へては樂み薄く、はげみがひなき、心地するものなれば、世上の並みを見計らひ、程よく用心あるならば、隨分苦しかるまじ、但し落款（ナラカク）には心得有るべき也、古人の例に背くべからず、尊貴に呈似するに、字道號書くは、不敬也、先きの尊卑にかゝわらず、實名なれば咎なし、去れども、世上のさまを見るに、少し上の人に似すに

も、別號書くもの多し、先きにもこれを非也とせず、又長きにて、唐山の船商を取扱はるゝに、皆別號通用也、是れは單名（一字ナ）の者あれば、呼にくき故、此方より命せられたるか、又彼土にて、通稱するに其まゝ差おかれしことか、知ぬことなれば、例にはなし難けれども、世上仕習したる上は、號もたまりは用べきか」因に云、唐山にて古より、自分には實名を申すを禮とし、人を呼ぶには、字を呼ぶを敬とする故は、實名は生れし初め、父の命けしことなれば、其身に取ては大切也、字は元服の時、名に縁ある文字を取て、命くることなれば、字は替へ名也、たとへば、人の物を借用するに、借り方よりは、手かるき疎相なる方を頼むが敬也、貸かたよりは、秘藏の品を出すを、禮とするが如し」名字のこと、元來此方の實名は、成人の後命くることなれば、唐山の字のやうなれども、用ひ方は、彼土の名と同やうに、自ら申すこと也、東鑑に、平政子が、頼家公に申せしに、源氏等は幕下の一族、北條は我親戚、而今於彼等皆命喚實名給之間各以貽恨之由云々、これ人の實名をよぶは、不敬とするに似たり、然れども其比は、一忠殿、一宗殿などと、彼

土の字のやうに用しこと常のこと也、又一太郎一兵衛等を、字と云しこともあれども、是また自ら稱して、失禮にもならぬこと也、さすれば、此方は別に一例とみえたり、然れども文翰の上にては、彼土にて憚ることは、此方にても遠慮すべし、王代の古は、學生に列りし者に、たまゝ字せしことあり、文屋、康秀、字は琳、曾禰好忠、字を丹と云が如し、
▲稱呼（入ヲヨブ）の上も、古今の例に本づくべし、たとへば、聖賢の字の如き、古は左までかけ隔りしことに非りしに、今は聖上―主など、天子にかぎる、賢兄―契等は、卑幼に用ることにて、平交に用ても不敬に當るほどのこと也、
▲民庶の家にて、學問及び文武の藝をなすものあれば、士大夫やゝもすれば、彼等が分際として、いらぬこと也、それよりは、其身々々の家業をこそ、勤むべきになど、申したがる者也、一應は尤なるやうなれども、左にあらす其好む所を奮ふ時は、空くそれだけの手をあけて、游惰に流るゝか、又はすまじき、なぐさみごとをするかの、二つに至るまでのことにて、中々其力を職業に移し用ることなし、名教の上にも、君子

▲學道則愛人、小人學道則易使と云り、風俗を厚うするは、國政の專一なるべきに、上の人これらの説をなすは、盜に糧を齎らすに殆らずや、扱庶民の心得は、好めるわざならば、隨分力を盡すべきことなれども、職業を妨げぬやう、輕薄にならぬ様心がけ、孝悌忠信の徳義を辨へるやうに有べきこと也、文字の爲に本業を疎にするは、人見えの學問也、それならば、せぬが却てましならん、

▲周公孔子の道は、人の人たる所以の道なれば、唐土も 日本も、かわることはなく、此世に生れて、此世にあるからは、須臾もはなるべきに非ず、上智の人は格別、尋常のものは、文字の力を借らざれば、知識も開けぬもの也、されば學記にも、玉不琢不成器、人不學不知道と云り、然れども命に窮達あり、家に貧富あり、身に健厄あれば、思ふまゝには學ばれずとも、かゝる目でたき御代に生れて、少しは出來ぬことは無き筈也、古語にも幼而學ぶは日の出る光の如く、老て學ぶは燭を秉て夜行くが如し、猶瞑目して見ること無きにまされりと云、老ても猶學ぶべし、况や少年をや、

▲文字よまんには、さまざまの障り出來るもの也、さし當りてうるさきは、世人の俗難也、それ學者よとて、何やら異類の者のやうに思ひ、且は未だ句讀もなるかならぬに、此れは學者にも似合はぬ杯と、卵を見て時夜を求る者多し、それが、せつなさに、少しは志ありても、先づあぶなき橋はわたらぬ方がよしと思ひ止る也、又たまゝ、心がけて、可也に取りまわす者あれば、務て世間へつらひ、俗難を免れんとのみ思ひ、有るべき節操も、皆無くして、鼻は曲りても、息さえ出ればよしと云所存になる、此に於て、俗人より、初て御免許有て、この人こそ、圭角のとれた、學者臭くない、眞の學者也と云、世の渡りやすきをよしとして、遂には、他の圭角ある、學者らしき學者をば、さんぐに非るやうになる、此れを郷原と云、孔孟の痛く叱り置れしところにして、近くは、東照宮御遺訓に、腰ぬけ士と見かぎり玉ひしも、皆これなり、されば、柳下惠の和なるも道を枉て人に仕へず、然るに、肩を豪門に簪し、尾を墻間に掉る者を指て、篤實など云は、心えぬことならずや、或る歌に、丸くとも一とかどあれや人心、あまり丸きはころびやすさよ、金峨

先生徒弟に語て曰、諺に論語よみの論語しらずと云語あり、儒者の無狀なるを斥す也、これは其むかし古怪十老人などが、云出せることならん、經書をよめばとて、一疵も無き人に、なられる理は無きこと也、然るに讀まぬ者は、よまぬ故に、これほどの惡はあるべき筈なれども、讀し人はさばかりの小過もあるべからずと云るは、何如に儒者なればとて、あまりに、重荷を負はせたる口頭也、たとひ今、孔子の出玉わんにも、それ程の責はあるまじと思はる、左すれば讀ぬ人の、便カッのよきまゝに、云出せる諺なり、しかれども、此れは暫く、妄人の口に對して言ふことのみ、諸君は、論語よみの論語知りになりたまへ、

童子通終

童子題

作詩作文筆札等の事

三四

童子通跋

古之學者爲己、今之學者爲人、方今稱文儒、餬口於四方者、徒修虛詩、浮藻、歲々、煩梨棗、觀其所由、悻々然、唯名利之釣、波揚澆俗、賊夫人之子者、頗多矣、友人元孟夏、蓋有感於此、爲草此冊、以爲訓蒙之資、佐野莊其所常遊也、會二三同志、覽而悅之、遂慫慂而梓之、以公于世、孟夏每言、以貝原氏之土苴爲吾儕之帳秘、受用猶有餘、所謂寔命不同也、然觀其卑以自牧、不爲流俗所移、則足以見抱負有在焉、諸子此業、亦可謂樂人之善者哉、

菁莪峯質仲文識

【本書の解題】名數、音訓、讀例、反切、圈發、類字、和漢史要、必讀書名、作詩、作文、筆札等に就きて初學必讀の事項を述べたるものなり。時に幼稚の説なきに非ずと雖も、其説く所は何れも初學の知らざるべからざるもの、殊に漢文の衰頽せる現時に在りては、何人も一讀すべき者なるを以て、今之を附載する事と爲したり。原書には小題の設け整はざるを以て、今三號活字を以て之を補ひ、閱覽の便に供す。

【著者小傳】山本蕉逸は江戸の人にして塾を日光に開きて徒を教へしこと、山本庄一、元秀、夔、元孟、夏など云ひしこと、天保頃の人なることは、本書の序跋等に依りて明なれども、今其傳を詳にせず。

明治四十三年二月二十五日印刷
明治四十三年二月二十八日發行



早稻田大學編輯部編纂

發行者 荒川信賢

東京市小石川區音羽町四丁目十一番地

印刷者 渡邊八太郎

東京市牛込區榎町七番地

東京牛込區早稻田

發行所 早稻田大學出版部

振替東京一三三番